



持続可能な社会を構築する

グリーン購入法

出典：環境省「グリーン購入の調達者の手引き」

令和2年2月より抜粋

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r3_tyoutatusya.pdf

持続可能な開発目標（SDGs）の一つに持続可能な消費と生産形態の確保が盛り込まれました。これを受け、国は目標12の施策としてグリーン購入の促進を掲げ、国等の特定調達物品等の調達率を指標として用いることとしています。持続可能な社会を構築する手段の一つとして、グリーン購入の重要性が再認識されています。

この手引きは、グリーン購入の基本方針及びその判断の基準等について、国等の調達者が、その内容を正しく理解し、環境物品等の調達を容易に行うことができるよう作成されたものです。

供給者である我々も改めてグリーン購入特定調達品目であるカーテンの基準を確認しましょう。



(図：ミドリ安全 HP より)

《カーテン・布製ブラインド》

■特定調達品目及びその判断の基準

【次のいずれかを満たすこと】

1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上
※ポリエステルが繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上
2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有
3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上
4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上。
5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有。

■配慮事項

- 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(カーテン、布製ブラインド)
- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- ・カーテン、布製ブラインドについては、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。

【基準の解説】

- ・再生 PET 樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。ランナー、フック、ファスナ等の付属品は、重量に含まない。
- ・再生プラスチック、故繊維、植物を原料とする合成繊維で作られた付属品については、再生 PET 樹脂配合率算出の際の分母・分子に加えてもよい。
- ・回収システムとは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。

【既存のラベル等との対応】

- ・PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」は再生 PET 樹脂が 25%以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。
- ・エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。

■調達実績のカウントに係る留意点

- ・カーテン・布製ブラインドについては、ポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの（例えば綿 100%の製品）は、グリーン購入法の対象外となります。集計の際の総調達量は、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を含むもののみとなります。

■調達のポイント

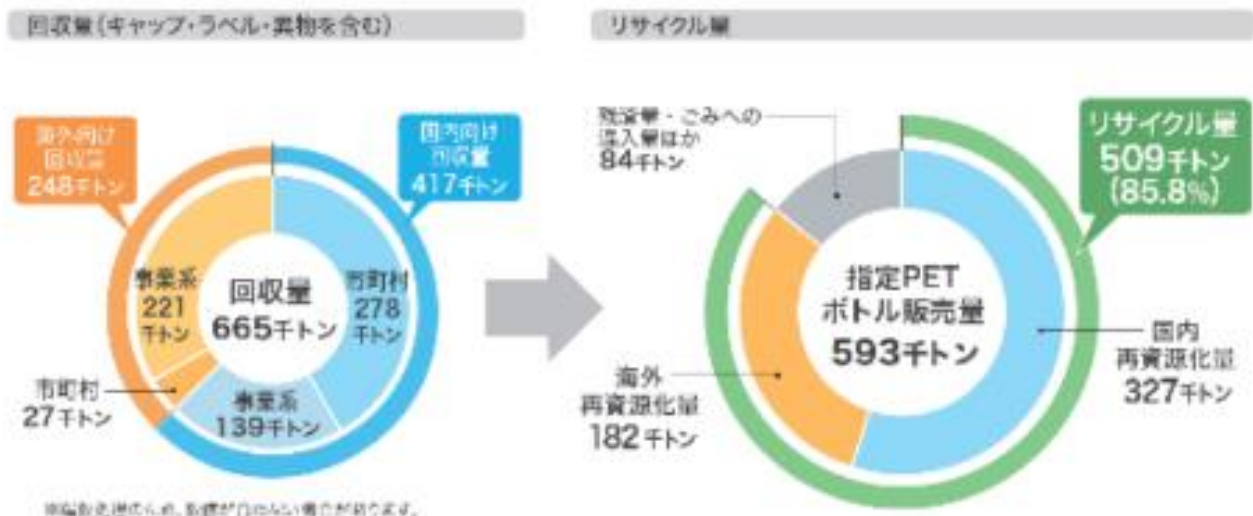
- ・「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。
- ・クリーニング等を行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択しましょう。

| 特定調達品目（主な品目を例示） | | プラスチックに関する判断の基準 |
|-----------------|--|--|
| 3.文具類 | 計83品目 （※個別に基準が規定される品目あり） | 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率40%以上（ポストコンシューマ材料は20%以上）、または植物を原料とするプラスチックを使用 |
| 4.オフィス家具等 | いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、車立ち、指示板、黒板、ホワイトボード | 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率10%以上、または植物を原料とするプラスチック25%以上（バイオベース合成ポリマー含有率10%以上） |
| 5.画像機器等 | 複合機、コピー機 | 少なくとも25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用 |
| | トナーカートリッジ | 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が50%以上（トナーを除く。） |
| 6.電子計算機等 | インクカートリッジ | 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が25%以上（インクを除く。） |
| | 電子計算機 | プラスチックが使用される場合、少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックを使用 |
| 7.オフィス機器等 | 記録用メディア | 再生プラスチック配合率40%以上、または植物を原料とするプラスチックを使用 |
| | 電子式卓上計算機（電卓） | 再生プラスチック配合率40%以上 |
| 8.携帯電話等 | 携帯電話、PHS、スマートフォン | プラスチックが使用される場合、再生プラスチックの配合率又は植物を原料とするプラスチックの配合率（バイオベース合成ポリマー含有率）情報のウェブサイト等における開示 |
| 15.制服・作業服等 | 制服、作業服、帽子 | 再生PET樹脂配合率25%以上、または植物を原料とする合成繊維25%以上（バイオベース合成ポリマー含有率10%以上） |
| | | 回収システムを保有する場合 再生PET樹脂配合率10%以上、または植物を原料とする合成繊維10%以上（バイオベース合成ポリマー含有率4%以上） |
| 16.インテリア・寝装被覆具 | ふとん | ポリエステルが使用される場合、再生PET樹脂配合率50%以上、または再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システムの保有 |
| 17.作業手袋 | 作業手袋 | 再生PET樹脂配合率50%以上、または植物を原料とする合成繊維25%以上（バイオベース合成ポリマー含有率10%以上） |
| 22.役務 | 食堂 | 飲食物の提供に当たって、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと |
| | 庁舎等において営業を行う小売業務 | ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合、植物を原料とするプラスチック25%以上使用、呼び厚さが0.02mm以下であること、厚さが異なる再生利用の工夫がなされていること |
| | クリーニング | 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること |
| 23.ごみ袋等 | 会議運営 | 飲料を提供する場合、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと |
| | プラスチック製ごみ袋 | 植物を原料とするプラスチック25%以上使用、または再生プラスチック40%以上使用 |

出典：環境省ウェブサイト「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）」

■PETボトルの再資源化率

リサイクル率 **85.8%**、リサイクル量 国内**327千トン** 海外**182千トン**



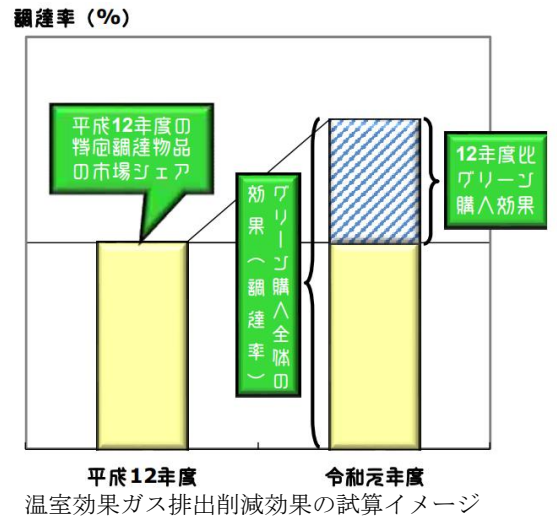
出典：PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2020」

令和元年度 国等の機関によるグリーン購入の実績とその環境負荷低減効果等

出典：環境省ホームページの表題ページより抜粋

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jisseki/reduce-effect_r1.pdf

- ① 令和元年度における平成 12 年度との市場占有率の差から試算される国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス排出削減効果は、**合計で 31,610t-CO2**。(家庭からの二酸化炭素排出量の約 16.5 千人分に相当。(2018 年度(平成 30 年度)における我が国の家庭からの 1 人当たり二酸化炭素排出量は約 1.92t-CO2/人。))
グリーン購入全体の温室効果ガス削減量については、年間を通して当該品目が均等に調達されたものと想定して試算している。
- ② 令和元年度におけるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量は、**合計で 995,543t-CO2**(家庭からの二酸化炭素排出量の約 518 千人分に相当)と試算された。
また、想定使用年数分を考慮した排出削減効果は、**合計で 169,616t-CO2**(家庭からの二酸化炭素排出量の約 88 千人分に相当)と試算された)。



表Ⅱ-1 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算

| 分野・品目等 | 削減効果の試算内容 | 温室効果ガス排出削減量 (t-CO2 換) | | |
|-------------|---------------------|-----------------------|------|---------|
| | | 年間削減量 | 使用年数 | 削減量合計 |
| プラスチック製文具 | 焼却処理に伴う排出削減 | 682 | — | 682 |
| ダストブロワー | HFC134a からノンフロンへの代替 | 14,350 | — | 14,350 |
| コピー機等 | 電気の使用に伴う排出削減 | 364 | 5 | 1,821 |
| ファクシミリ | 電気の使用に伴う排出削減 | 108 | 5 | 542 |
| 家電製品 | 電気の使用に伴う排出削減 | 1,553 | 10 | 15,528 |
| エアコンディショナー | 電気の使用に伴う排出削減 | 1,204 | 10 | 12,040 |
| LED 照明器具 | 電気の使用に伴う排出削減 | 5,508 | 10 | 55,077 |
| 電球形 LED ランプ | 電気の使用に伴う排出削減 | 978 | 10 | 9,780 |
| 電球形蛍光ランプ | 電気の使用に伴う排出削減 | 842 | 5 | 4,209 |
| 自動車(乗用車) | 走行に伴う排出削減 | 4,611 | 7 | 32,280 |
| 乗用車用タイヤ | 転がり抵抗低減による燃費向上 | 96 | 3 | 287 |
| 制服・作業服 | 再生 PET 樹脂の使用 | 33 | — | 33 |
| インテリア・寝装寝具 | 再生 PET 樹脂の使用 | 31 | — | 31 |
| 作業手袋 | 再生 PET 樹脂の使用 | 98 | — | 98 |
| 太陽光発電システム | システム導入に伴う排出削減 | 12 | 15 | 176 |
| 高炉セメント | 工業プロセスに伴う排出削減 | 0 | — | 0 |
| 変圧器 | 使用に伴う排出削減 | 1,116 | 20 | 22,310 |
| 屋上緑化 | 屋上緑化に伴う排出削減 | 25 | 15 | 374 |
| 合計 | — | 31,610 | — | 169,616 |

- ③ 令和元年度カーテン調達実績 (グリーン購入法対象商品調達量)

| 総調達量 | 特定物品調達量 | 調達率 | 前年調達量 | 前年比 |
|----------|----------|-------|----------|------|
| 18,372 組 | 17,922 組 | 97.6% | 12,214 組 | 150% |